相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達郡川俣町字八反田一〇番地三、最後の住所福島県伊達郡川俣町字八反田一〇番地の三　被相続人　亡　高橋　寿雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

福島県福島市北五老内町一番三号福島法曹ビル四〇四号

相続財産管理人　佐藤　喜一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市虫掛二五四番・二五四番一合併地、最後の住所茨城県土浦市虫掛二五四番地一　被相続人　亡　柴沼　都雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

茨城県土浦市中央一丁目一五番六号

相続財産管理人　弁護士　磯山　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区北品川二丁目六一番地、最後の住所東京都品川区八潮五丁目一〇番二七号八潮わかくさ荘　被相続人　亡　加藤　良次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区千早一丁目一八番地、最後の住所東京都豊島区千早一丁目二番一八号

被相続人　亡　山田　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

事務所東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市善行一丁目一〇番地一四、最後の住所神奈川県藤沢市善行一丁目一〇番地の一四　被相続人　亡　高城　弘美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル七階

相続財産管理人　弁護士　三瀬　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県埴科郡坂城町大字上五明二五七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚田　昌司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

長野県上田市中央一丁目二番三号

相続財産管理人　司法書士　宮入　健介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市六丁目三八番地三、最後の住所静岡県下田市六丁目二番四号

被相続人　亡　伏見　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一

司法書士おさだ法務事務所

相続財産管理人　司法書士　長田　祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県あま市七宝町秋竹五五五番地、最後の住所愛知県あま市七宝町桂検白三三番地

被相続人　亡　伊藤　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一七番一二号丸の内エステートビル四〇二号

相続財産管理人　弁護士　赤堀　耕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県亀山市西町四九三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　常保　をわ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　伊仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県近江八幡市長光寺町一八〇番地の一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　西村美智雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

事務所滋賀県近江八幡市出町七六八エスペラント二階近江八幡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　俣木　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市福島区野田五丁目四五番地、最後の住所大阪市西成区花園北一丁目九番二九―六二〇号　被相続人　亡　大井　雅也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区四谷一丁目二一番地一、最後の住所兵庫県芦屋市東山町一〇番二の三一号　被相続人　亡　西原　利枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十一日

兵庫県西宮市甲風園一丁目八の一ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階

相続財産管理人　弁護士　津久井　進

第44期決算公告

平成28年11月21日

京都府長岡京市勝竜寺近竹1番地

株式会社プレミックアス

代表取締役　武島　慶明

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	195,669
	固定資産	7,273
	資産合計	**202,942**
負債及び純資産の部	流動負債	108,840
	負債合計	**108,840**
	株主資本	94,102
	資本金	80,000
	利益剰余金	14,102
	その他利益剰余金	14,102
	（うち当期純利益）	(392)
	純資産合計	**94,102**
	負債・純資産合計	**202,942**